

高松市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1.～3. 略					1.～3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1]～[2] (2) ① 略					[1]～[2] (2) ① 略				
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3)へ移設</u>					【事業名】 高松海岸線街路事業 【内容】 高松海岸線の整備 幅員30～32m (6車線) 整備延長646m 自転車歩行者道整備、段差解消、電線類地中化 【実施時期】 平成8年度～	高松市	中心市街地への広域からのアクセスを改善するとともに、快適な歩行者ネットワークの形成を図るものです。 サンポート高松やJR高松駅から中央商店街への歩行者の利便性を高めるもので、来街者の回遊促進に資するため、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))</u> 【実施時期】 平成8年度～	
(略)					(略)				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松城跡整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 高松城跡整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・ <u>延床面積：18,590㎡(7,032㎡、11,558㎡)</u> ・ <u>階数：11階、8階、3階</u> ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場 【実施期間】 令和2～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわい創出・回遊性の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>スマートウェルネス住宅等推進事業(地域生活拠点型再開発事業)</u> 【実施時期】 令和2～5年度		【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・ <u>延床面積：18,779㎡(7,103㎡、11,205㎡、471㎡)</u> ・ <u>階数：11階、9階、4階</u> ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場 【実施期間】 令和2～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわい創出・回遊性の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)</u> 【実施時期】 令和2～5年度	
【事業名】 高松海岸線街路事業	高松市	中心市街地への広域からのアクセスを改善するとともに、快	【支援措置】 <u>社会資本整備</u>		<u>(2)②から移設</u>				

<p>【内容】 高松海岸線の整備 幅員30～32m（6車線） 整備延長646m 自転車歩行者道整備、 段差解消、電線類地中化</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>		<p>適な歩行者ネットワークの形成を 図るものです。 サンポート高松やJR高松駅から 中央商店街への歩行者の利便性を 高めるもので、来街者の回遊促進 に資するため、中心市街地の 活性化に必要です。</p>	<p><u>総合交付金（道路事業）</u></p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	
---	--	--	--	--

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)～移設</u>				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3)～移設</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 病児・病後児保育事業	(略)	(略)	(略)	(略)

--	--	--	--	--

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松丸亀町子育て支援施設整備事業</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO法人による子育て支援施設の運営</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>	<p><u>高松まちづくり株式会社</u></p> <p>NPO法人 わははネット</p>	<p>再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備します。 来街者の回遊促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高松市大工町・磨屋町地区））</u></p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市常磐町地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 <u>医療施設、子育て支援施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの</u></p> <p>【実施時期】 平成31年～令和4年度</p>	<p>阪急阪神不動産株式会社</p> <p>四国旅客鉄道株式会社</p>	<p>中央商店街の一つである常磐町商店街のジャスコ跡地において、<u>医療施設、子育て支援施設、共同住宅</u>を整備する事業です。 空きビルの再生によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</u></p> <p>【実施時期】 平成31年度～令和3年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 病児・病後児保育事業	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)				
【事業名】 高松市常磐町地区優良建築物等整備事業 【内容】 <u>優良建築物等整備事業</u> ・延床面積：10,983㎡ ・階数：18階 ・用途：医療施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの 【実施時期】 平成31年～令和4年度	阪急阪神不動産株式会社 四国旅客鉄道株式会社	中央商店街の一つである常磐町商店街のジャスコ跡地において、 <u>医療施設、共同住宅</u> を整備する事業です。 空きビルの再生によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</u> 【実施時期】 <u>平成31年度～令和4年度</u>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新県立体育館整備事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松丸亀町子育て支援施設整備事業 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO法人による子育て支援施設の運営 【実施時期】 令和2～3年度	高松丸亀町商店街振興組合 NPO法人わははネット	再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備します。 来街者の回遊促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 二 【実施時期】 二	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3)～移設</u>				

(略)				
<u>(2) ②から移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新県立体育館整備事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(2) ①から移設</u>				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松市常磐町地区優良建築物等整備事業[再掲] 【内容】 <u>医療施設、子育て支援施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの</u>	阪急阪神不動産株式会社 四国旅客鉄道株式会社	中央商店街の一つである常磐町商店街のジャスコ跡地において、 <u>医療施設、子育て支援施設、共同住宅</u> を整備する事業です。 空きビルの再生によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることを	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</u> 【実施時期】	

--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 移住・定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,590㎡ (7,032㎡、11,558㎡) ・階数：11階、8階、3階 ・用途：住宅、医療、公益、 商業、駐車場 【実施期間】 令和2～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわい創出・回遊性の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</u> 【実施時期】 令和2～5年度	
【事業名】 高松市常磐町地区優良建築物等整備事業[再掲] 【内容】 <u>優良建築物等整備事業</u> ・延床面積：10,983㎡ ・階数：18階 ・用途：医療施設、共同住宅を整備し、地域の活性化を図るもの 【実施時期】 平成31～令和4年度	阪急阪神不動産株式会社 四国旅客鉄道株式会社	中央商店街の一つである常磐町商店街のジャスコ跡地において、 <u>医療施設、共同住宅</u> を整備する事業です。 空きビルの再生によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</u> 【実施時期】 <u>平成31年度～令和4年度</u>	

(4) 略

【実施時期】 平成31～令和4年度		ら、中心市街地の活性化に必要な事業です。	<u>平成31年度～令和3年度</u>
----------------------	--	----------------------	---------------------

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 移住・定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業 【内容】 <u>第一種市街地再開発事業</u> ・延床面積：18,779㎡ (7,103㎡、11,205㎡、471㎡) ・階数：11階、9階、4階 ・用途：住宅、医療、公益、 商業、駐車場 【実施期間】 令和2～5年度 <u>(2) ②から移設</u>	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわい創出・回遊性の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</u> 【実施時期】 令和2～5年度	

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)～移設				
【事業名】 大工町立体駐車場整備事業[再掲] 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営 【実施時期】 令和2～3年度	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施策及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 ①中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ②特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 令和3年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（支援措置の内容及び実施時期①②に関連） 【実施時期】 令和3年度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松丸亀町子育て支援施設整備事業[再掲] 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO法人による子育て支援施設の運営 【実施時期】 令和2～3年度	高松まちづくり株式会社 NPO法人わははネット	再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備し、商店街への来街意欲を促進させます。来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高松市大工町・磨屋町地区）） 【実施時期】 令和3年度	
【事業名】 大工町立体駐車場整備事業[再掲] 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営 【実施時期】 令和2～3年度	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施策及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高松市大工町・磨屋町地区）） ②中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ③特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 令和3年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（支援措置の内容及び実施時期②③に関連） 【実施時期】 令和3年度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 大工町ものづくり育成店舗整備事業〔再掲〕 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進 【実施時期】 令和2～3年度	高松まちづくり株式会社等	再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させます。 中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 <u>地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（地域商業機能複合化推進事業）</u> 【実施時期】 令和3年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業〔再掲〕 【内容】 <u>第一種市街地再開発事業</u> <u>・延床面積：18,590㎡</u> <u>(7,032㎡、11,558㎡)</u> <u>・階数：11階、8階、3階</u> ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場 【実施期間】 令和2～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわい創出・回遊性の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）</u> 【実施時期】 令和2～5年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) から移設</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業〔再掲〕 【内容】 <u>第一種市街地再開発事業</u> <u>・延床面積：18,779㎡</u> <u>(7,103㎡、11,205㎡、471㎡)</u> <u>・階数：11階、9階、4階</u> ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場 【実施期間】 令和2～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町街区・磨屋町街区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場等を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわい創出・回遊性の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</u> 【実施時期】 令和2～5年度	

(2) ②へ移設				
削除				

【事業名】 大工町ものづくり育成店舗整備事業[再掲]	高松まちづくり株式会社等	再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させます。 中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 商店街活性化・観光消費創出事業	【実施時期】 令和3年度
【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進				
【実施時期】 令和2～3年度				
【事業名】 大工町立体駐車場整備事業[再掲]	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施設及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。 中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 商店街活性化・観光消費創出事業	【実施時期】 令和3年度
【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営				
【実施時期】 令和2～3年度				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松丸亀町商店街情報発信事業 【内容】 ・商店街や周辺観光などの情報提供 【実施時期】 平成25年度～	高松丸亀町商店街振興組合	外国人観光客などの来訪者に対して商店街の店舗情報やイベント情報などローカルな情報に加え、中央商店街全体の情報や広域的な観光情報等を提供し、利用促進と回遊性の向上を図ります。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 － 【実施時期】 －	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市生涯学習センター運営事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松丸亀町商店街情報発信事業 【内容】 ・商店街や周辺観光などの情報提供 ・免税手続の実施 【実施時期】 平成25年度～	高松丸亀町商店街振興組合	外国人観光客などの来訪者に対して商店街の店舗情報やイベント情報などローカルな情報に加え、中央商店街全体の情報や広域的な観光情報等を提供し、利用促進と回遊性の向上を図ります。 <u>また免税手続などを行い、外国人の買物の利便性を高めま</u> す。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 － 【実施時期】 －	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市生涯学習センター運営事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 高松丸亀町子育て支援施設整備事業[再掲]	高松丸亀町商店街振興組合	再開発施設内に子育て支援施設を整備し、NPO法人による運営を行うことで子育て世代の女性が子どもを産みやすく、働きやすい環境を整備し、商店街への来街意欲を促進させます。来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 二	
【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、NPO法人による子育て支援施設の運営	NPO法人わははネット		【実施時期】 二	
【実施時期】 令和2～3年度				

(2) ①から移設				
-----------	--	--	--	--

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
(1) (2) ① 略

②開催状況

会議回数	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
第29回 (略)	(略)	(略)
第30回	令和3年4月 26日	（書面会議） ・令和2年度 第3期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告（案）について ・第3期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について

(3)～(5) 略

[3] 略

10.～12. 略

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
(1) (2) ① 略

②開催状況

会議回数	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
第29回 (略)	(略)	(略)
新規追加		

(3)～(5) 略

[3] 略

10.～12. 略